

2023年10月2日

各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙台銀行

団体名義の口座開設の取扱い改定について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、マネーロンダリング及びテロ資金供与防止対策強化のため、2023年11月1日より団体名義の口座開設における手続き等について、下記の通り取扱いを改定させていただきますので、お知らせいたします。

お客様には、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定内容について

（1）口座開設をご希望の際は、窓口まで規約（会則）と次の確認書類のいずれかをお持ちください。

・団体名簿 ・議事録 ・収支報告書 ・官公庁が発行した証明書

規約（会則）の内容等を確認させていただいた後に、あらためて口座開設手続きのご案内をいたします。口座開設に関するご案内は、規約（会則）の受付より5営業日目以降となります。

（2）口座開設における新規キャッシュカードの発行は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

2. ご留意事項

（1）規約（会則）では、以下の点が確認できることが必要となります。

- ① 団体としての組織を備えていること
- ② 多数決の原則がなされていること
- ③ 構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続していること
- ④ その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理、その他団体としての主要な点が確定していること

（2）活動内容についてお伺いすることや、ご提出いただいた確認書類以外の書類等を追加でご提出いただく場合がございます。また、口座開設理由や使用目的をお伺いし、場合により口座開設をお断りすることがございます。

（3）規約（会則）及び確認書類をご提出いただけない場合は、団体名義の口座開設はいたしかねます。



3. 当行での審査終了後における口座開設手続の際には、下記書類が必要となります。

- (1) 取引担当者（来店者）の公的な本人確認書類
- (2) 代表者の公的な本人確認書類（写し）
- (3) ご印鑑

※本人確認書類は原則、運転免許証等の顔写真付の書類となります。

4. 改定日 2023年11月1日（水）

以上

じもとグループは
SDGsに賛同しています



本件に関する問合せ先
事務部事務管理課
022-225-8240